

原議保存期間10年
(平成28年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁交企発第28号
平成18年2月14日
警察庁交通局交通企画課長

各管区警察局広域調整部長

電気事業者が使用する発電車の緊急自動車の指定について

災害発生時等において不特定多数の者に電力を供給するため、電気事業者が使用する発電車については、道路交通法施行令（以下「令」という。）第13条第1項第6号における「危険防止のための応急作業に使用する自動車」に該当するか疑義があったところであるが、その取扱い等については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 電気事業者が使用する発電車の取扱い

電気事業者が使用する発電車については、災害発生時等において電力が供給されなくなることに起因する二次災害を防止するため、緊急かつ安定的に電力を供給するという公益目的のために使用されるものである場合には、令第13条第1項第6号の緊急自動車に該当するものと解される。

よって、当該発電車の使用者については、通常、災害対策基本法上、防災に関する計画の作成や実施等を行うこととされている指定公共機関になることが想定される。

2 指定に当たっての留意事項

発電車に係る緊急自動車の指定の申請があった場合においては、災害発生時等において電力を供給するとき以外には、当該自動車を緊急自動車として使用することはできない旨、申請者に周知すること。

また、緊急自動車の運転者に対する実践的な交通安全教育の充実が図られるように指導徹底すること。

3 その他

各都道府県警察において、発電車を緊急自動車として指定するよう申請があった場合は、警察庁交通局交通企画課まで報告すること。